

(設 置)

第1条 群馬大学大学院保健学研究科に、実践的保健学人材育成プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）に関する企画及び運営等業務を行うため、高度保健学人材開発センター（以下「センター」という。）を置く。

(業 務)

第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) プロジェクトの企画に関すること。
- (2) センターと県、市町村等との人的交流に関すること。
- (3) 高度保健学人材開発プログラムの周知に関すること。
- (4) 高度保健学人材開発プログラムの奨学金の審査に関すること。
- (5) リカレント教育による人材育成に関すること。
- (6) データの管理、解析に関すること。
- (7) プロジェクトの経費に係る運用に関すること。
- (8) センターの経費に係る運用に関すること。
- (9) プロジェクトの評価に関すること。

(部 門)

第3条 センターに、次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 企画センター部門
- (2) データ人材育成部門
- (3) データ管理・解析部門
- (4) 予算運営部門
- (5) 評価部門

(職 員)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター長が指名する者

2 センター長は、保健学研究科長をもって充て、センターを代表し、センターの業務を掌理する。

3 副センター長は、センター長が指名する者をもって充て、センター長を補佐する。

(任 期)

第5条 前条第2号及び第3号の職員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の職員の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター会議)

第6条 センターの円滑な運営を図るため、センター会議を置く。

- 2 センター会議は、センターの運営に関する事項を審議する。
- 3 センター会議は、第4条第1項各号に掲げる職員をもって組織する。
- 4 センター会議に議長を置き、センター長をもって充てる。
- 5 議長は、会議を招集する。
- 6 議長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。
- 7 センター会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者をセンター会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(事務)

第7条 センターの事務は、関係部課等の協力を得て昭和地区事務部学務課において処理する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、センター会議の議を経て、保健学研究科長が行う。

附 則

- 1 この規程は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に選出される第4条第2号及び第3号の職員の任期は、第5条の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。